

「イワイ CFD 取引説明書 兼 リスク説明書」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p><b>イワイ CFD 取引のリスク等重要事項について</b></p> <p>【ロスカットについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様のイワイ CFD 口座における実質証拠金が必要証拠金の <u>60%</u>を下回った場合、お客様のイワイ CFD 口座内の全ポジションは、ロスカット（反対売買による強制決済）されます。市場環境の変動によっては、ロスカットが実行されるまでに時間がかかる場合があります。ロスカット価格がロスカット基準適用時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>【証拠金の管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社では<u>日証金</u>信託銀行と信託契約を締結し、お客様からお預かりした証拠金の全額を、当社の自己資産と区分して信託口座に預託いたします。なお、CFD 取引の証拠金は、日本投資者保護基金の補償の対象となる顧客資産には含まれません。</li> </ul> <p><b>イワイ CFD 取引の仕組みについて</b></p> <p><b>2. 証拠金</b></p> <p>(1) ~ (5) （現行どおり）</p> <p>(6) ロスカットの取扱い</p> <p>イワイ CFD の証拠金率の計算はリアルタイムで行われ、証拠金率が <u>60%</u>（ロスカット基準）を割り込むと、イワイ CFD 口座内の全ポジションを強制的にロスカットします。市場環境が急激に変動する場合には、ロスカット価格がロスカットルール適用時の価格から大きく乖離して約定することがあり、その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。</p> <p>ロスカット時に、成行注文によって決済されるべき CFD が取引時間外等により取引できない場合、直近値に遡って決済を行います。</p>	<p><b>イワイ CFD 取引のリスク等重要事項について</b></p> <p>【ロスカットについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様のイワイ CFD 口座における実質証拠金が必要証拠金の <u>25%</u>を下回った場合、お客様のイワイ CFD 口座内の全ポジションは、ロスカット（反対売買による強制決済）されます。市場環境の変動によっては、ロスカットが実行されるまでに時間がかかる場合があります。ロスカット価格がロスカット基準適用時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>【証拠金の管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>イワイ CFD 取引のためにお客様からお預かりする証拠金については、金融商品取引法による分別保管義務はありません。</u>しかし当社では信託銀行と信託契約を締結し、お客様からお預かりした証拠金の全額を、当社の自己資産と区分して信託口座に預託いたします。なお、CFD 取引の証拠金は、日本投資者保護基金の補償の対象となる顧客資産には含まれません。</li> </ul> <p><b>イワイ CFD 取引の仕組みについて</b></p> <p><b>2. 証拠金</b></p> <p>(1) ~ (5) （省 略）</p> <p>(6) ロスカットの取扱い</p> <p>イワイ CFD の証拠金率の計算はリアルタイムで行われ、証拠金率が <u>25%</u>（ロスカット基準）を割り込むと、イワイ CFD 口座内の全ポジションを強制的にロスカットします。市場環境が急激に変動する場合には、ロスカット価格がロスカットルール適用時の価格から大きく乖離して約定することがあり、その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。</p> <p>ロスカット時に、成行注文によって決済されるべき CFD が取引時間外等により取引できない場合、直近値に遡って決済を行います。</p>

新	旧
<p>(7) ~ (9) (現行どおり)</p> <p>4. 税金</p> <p>個人が行われた CFD 取引により発生した益金 (売買による差益および金利調整額・配当調整額などの収益) は、「雑所得」として総合課税の対象となります。</p> <p>雑所得が年間 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) 20 万円を超えた場合には、確定申告を行う必要があります。</p> <p><u>法人が行った CFD 取引により発生した益金 (売買による差益および金利調整額・配当調整額などの収益) は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客に CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>詳しくは、各地税務署または税理士等の税務専門家にお問合せください。</p> <p>この説明書は、平成 22 年 1 月 18 日から施行します。</p>	<p>(7) ~ (9) (省 略)</p> <p>4. 税金</p> <p>個人が行われた CFD 取引により発生した益金 (売買による差益および金利調整額・配当調整額などの収益) は、「雑所得」として総合課税の対象となります。</p> <p>雑所得が年間 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) 20 万円を超えた場合には、確定申告を行う必要があります。</p> <p>詳しくは、各地税務署または税理士等の税務専門家にお問合せください。</p>